

デジタル庁 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加関係団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
56	B	地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	障害福祉等各制度の申請の際に必要な医師の意見書や診断書等に関する医師の意見書や診断書等について、従来の紙媒体による提出に加え、電子的方法による提出を可能とする。 電子的方法での提出を可能とする ①診断書・意見書等の内容を、医療機関が定型の電子フォームに入力、送信することを可能とする。 ②紙の診断書・意見書等をPDF等の電子データで送信することを可能にする。 上記と併せて、エクセル等による全国統一の電子ファイルまたは入力フォームをお示しいただきたい。	行政手続に係る添付資料の省略については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に規定があるが、これには医師の診断書・意見書等は含まれず、障害福祉分野等における行政手続のオンライン化が進まない。そのため、以下のような事例において障害者は医師のもとへ意見書等を取りに行く必要があり、行政手続きのオンライン化のメリットを享受できていない。 【具体的事務】 都道府県への進達を要する事務…身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院、更生医療)、特別児童扶養手当制度(中でも自立支援医療(精神通院)は対象者の多い障害福祉制度である。) 市町村完結事務…障害福祉サービス介護給付費に係る障害者支援区分認定(介護保険要介護認定も類似事務)、障害児福祉手当、特別障害者手当制度(中でも障害者支援区分認定事務は対象者の多い障害福祉制度である。) 市町村における行政手続のオンライン化が進まない背景の一つとして、市町村から都道府県への進達を要する事務において、都道府県側のオンライン事務体制が整っていないことが挙げられ、市町村だけがオンライン申請に対応しても効果が得られない。そのため、市町村だけではなく都道府県も含めて電子データで申請書および医師の意見書等の添付書類を受けられる一体的な環境整備が必要であるが、上記事務の添付書類の電子的方法による提出がその端緒となることを期待して、本件提案に至った。	オンライン申請が可能になり、障害者の利便性が向上し、医療機関による診断書・意見書の作成の負担が軽減する。行政機関のペーパーレス化が進み、事務処理の迅速化、後戻りの向上、省スペース化等の業務効率の向上が期待できる。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条、身体障害者福祉法第15条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第1条、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第2条及び第15条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第10条、介護保険法第27条	デジタル庁、厚生労働省、こども家庭庁	茨木市	別添資料あり	宮城県、前橋市、神奈川県、長野県、飯田市、豊後市、半田市、大阪府、加古川市、空閑市、山口市、高知県、大村市、熊本市	○障害者等にとって障害福祉サービスを受けるために都度必要となる医師の意見書の申請・受取の負担は大きく、オンライン申請などの活用促進はその負担が大きく軽減され、もって障害者総合支援法の基本理念である「障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事務、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資する」ものであることから本提案に大いに賛同する。 ○当県においても、行政手続のオンライン化を推進する上で、医師の診断書等の原本添付がオンライン化の阻害要因となっている手続が存在する。	現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。 その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がe-govやマイナンバーの活用拡大等の検討を含め、共通基盤の整備を行うこととしている。 なお、「令和3年12月31日現在の見直し方針(令和4年5月27日公表)」の各府省における行政手続オンライン化方針一覧表(令和3年12月31日時点)によると、障害者総合支援法における「介護給付費等の支給決定の申請」については、「当該事務は自治事務のため、手続き方法は自治体が規定する」と記載されている。医療機関は複数地方公共団体の住民を対象に医師の意見書等の発行を行うことも多く、地方公共団体間でフォーマット等のばらつきがあると、医療機関の負担が非常に大きくなり、オンライン化の進捗や、ひいては地方公共団体の事務負担軽減を阻む要因になりかねない。従って、自治事務ではあるが、意見書等の電子的提出について、国で標準的なルールやフォーマットを示していただき、それを参考とし、各地方公共団体が地域の実情に合わせたオンライン化を行うことが、オンライン化の普及において重要と考えられる。 また、身体障害者手帳や自立支援医療費の支給認定申請は、市町村が申請受付窓口となり、都道府県へ進達する事務であるところ、これらの事務のオンライン化に当たっては、申請の処理プロセス全般を通じてオンライン化を可能とすることが重要であることも念頭に置いて検討いただきたい。	
97	B	地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	管理栄養士免許の各種申請(免許申請、免許証書換え交付申請、名簿訂正申請、免許証再交付申請、登録抹消申請)について、オンラインで申請された場合の都道府県経由事務の廃止を求める。	管理栄養士免許の各種申請について、申請者の住所地を管轄する都道府県を経由することとされている。手数料も収入印紙で国庫に入り、都道府県は経由するだけなのに、戸籍謄本の住所氏名等との照合や栄養士免許の確認などの事務負担が生じている。 なお、当県の場合、令和3年度には①免許申請:133件、②免許証書換え交付申請:7件、③免許証再交付申請:1件、④免許証書換え交付申請と免許証再交付申請を同時にケース:4件の案件があり、保健所及び本庁での受付審査にそれぞれ①:80分、②及び③:40分、④:50分程度の時間を要した。	都道府県の事務負担が軽減される。	栄養士法施行令第1条、第3条、第4条、第5条、第8条	デジタル庁、厚生労働省	新潟県、岐阜県	宮城県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉県、山梨県、長野県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、宮城県、鹿児島県、沖縄県	○当市においては、申請者から申請書類等の審査を行い県に進達を行うとともに、発行された免許証を県経由で受理し、申請者に対し交付している。 県を経由していることから、申請から交付まで約4か月間、また、登録済み証についても発行までに1～2か月間要しており、その間申請者から進捗状況の問合せが多く寄せられている。 以上のことから、オンライン申請により県を経由することがなくなれば、免許証及び登録済み証の交付期間が短縮されることとなり、申請者においてはメリットが感じられることになると思われ、また当市においては申請者からの問合せ件数の減少に繋がる可能性があり、 ○当県での令和3年度の処理件数について、①免許申請:90件、②名簿訂正書換申請:74件、③再交付申請:111件があり、書換と再交付の同時申請に関するケースは1件あった。 ○当県の場合、令和3年度には①免許申請:508件、②免許証書換え交付申請:237件、③免許証再交付申請:18件の案件があり、保健所及び本庁でそれぞれ受付審査を行っている。審査は複数数で行っており、審査にかかる時間は約1分/件程度であるが、不備があった場合は、確認・修正等に相当期間要する。 ○当県では平成31年4月に開校した管理栄養士養成校が開設4年目を迎え卒業生(80人程度)が輩出することもあり、栄養士および管理栄養士免許の事務作業が大幅に増加する見込みである。 令和4年度の新規免許取得者は130件近く予定しており、例年の免許申請数より著しい増加が見込まれる。(令和3年度管理栄養士免許新規申請者は49件) 事務処理増加に伴う職員の配置増はなく、担当職員の業務負担が大きくなる見込みである。加えてオンライン申請の開始により、申請者からのオンラインシステムに関する問い合わせ対応等の業務が増えることも懸念される。 オンライン申請は保健所(窓口)を介さない手法ということで立案されたと認識しているが、保健所を介さないことにより、本庁で確認作業や差し替えの依頼を実施することとなり、事務負担が大きくなる恐れがある。 以上のことからオンライン申請(保健所窓口を介さない申請)については都道府県経由事務の廃止を求める。 ○当県も同様に、都道府県は経由するだけなのに、戸籍謄本の住所氏名等との照合や栄養士免許の確認などの事務負担が生じている。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行われてきた各種免許・国家資格等のデジタル化の検討において、管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化についても関係府省庁とも協議の上、検討を行っているところである。 都道府県経由事務については、一連の免許関連手続のうちどの程度までオンライン化が可能かは今後の検討によるものの、可能な限り事務負担が軽減されるよう、引き続き管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化の検討の中で議論を行うこととした。		



デジタル庁 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【神奈川県】 当該手続については令和7年までにオンライン化する方針が示されているが、障害者等の負担を速やかに軽減するため、令和7年を待たず、可能な限りオンライン化を前倒ししていただきたい。	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。 その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁が「e-gov」やマイナポータルの活用拡大等の検討を含め、共通基盤の整備を行うこととしている。 こうした方針を踏まえ、引き続き検討を進めていく。	5【デジタル庁(4)】【厚生労働省(21)】 身体障害者福祉法(昭24法283)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭39法134)、介護保険法(平9法123)、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平14法151)、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平16法149)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)において検討することとされている医師の診断書や意見書の提出に係る手続等については、行政手続のオンライン化に向けた取組の実施状況を踏まえて、オンライン化に向けて検討を行い、その結果に基づいて令和7年までに必要な措置を講ずる。	性質上オンライン化できない手続を除く。地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続のオンライン化	令和7年までにオンライン化する検討を進めている	「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を令和7年までにオンライン化する検討を進めている	行政手続のオンライン化に向けた方針などを踏まえ、引き続き、検討を進める。
—	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。	国家資格等の制度所管府省は、システムにより申請手続をオンライン化するに当たっては、都道府県経由事務が原則として不要となるよう整理すべきではないか。システムを所管するデジタル庁としても、当該整理を促すべきではないか。 なお、管理栄養士に係る都道府県経由事務については、現在全ての都道府県を対象に実施しているヒアリングの結果を基とした上で、その結果及び今後の方向性を第2次にアテリングでお示しいたきたい。 デジタル庁は、システムの構築・制度設計に際しては、都道府県経由事務が存在しない手続フローに対応できるようにすることを標準仕様とすべきではないか。	都道府県経由事務については、関係省庁とも協議の上、継続して検討を行っているところである。また、管理栄養士免許の所有者は、例外なく栄養士免許も所有しているため、管理栄養士免許手続と栄養士免許手続のオンライン化を一体的に進めることが申請者の負担軽減につながるという観点も踏まえ、栄養士免許の手続について、都道府県にアンケート調査を実施し、システムの利用意向等を確認中である。一連の免許関連手続のうち、どの程度までオンライン化が可能かについては、アンケートの結果やシステムの制度設計等を踏まえ、引き続き、管理栄養士の各種申請に関する手続のオンライン化の検討の中で議論してまいりたい。 国家資格等情報連携・活用システムについては、都道府県経由事務を廃止した手続フローについても対応できるよう設計・開発を行うこととする。	5【デジタル庁(2)】【厚生労働省(10)】 栄養士法(昭22法245)、医師法(昭23法201)、歯科医師法(昭23法202)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、薬剤師法(昭35法146)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)及び視能訓練士法(昭46法64) 各法令で定められている免許の申請等に係る手続については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、令和6年度からオンラインによる手続を可能とするに当たり、オンラインによる手続の場合の都道府県経由事務の廃止等について検討し、令和5年中の可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	令和5年中の可能な限り早期に結論を得る。	・制度所管府省である厚生労働省と「国家資格等情報連携・活用システム」の設計・開発を行うデジタル庁とで定期に打合せを実施。 ・国家資格等情報連携・活用システムにおける業務フローに絞って、都道府県との連携を促すことについて、関係省庁とデジタル庁で協力して課題の整理を進める。 ・令和5年中の可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	・国家資格等情報連携・活用システムの設計・開発については引き続き、経由事務の廃止の検討を含めて進めていく。 ・地方公共団体の意向も踏まえつつ、実現方式及び必要な措置までの具体的なスケジュールを考慮の上、厚生労働省とデジタル庁で協力して課題の整理を進める。 ・令和5年中の可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野														
113	B	地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	調理師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。	調理師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認の必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりにより多くの時間を費やしている。このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている調理師名簿訂正申請(調理師法施行令第11条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、調理師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。 【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付4,463件、書換交付1,223件、再交付1,277件	調理師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経済的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、調理師法施行令第1条、第11条、調理師法施行規則第1条第2項第2号	デジタル庁、総務省、厚生労働省	関西広域連合				茨城県、川崎市、広島市、高知県、那覇市	—		御提案の調理師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年度(2022年度)において行われ、国民の理解を得つつ、令和5年度(2023年度)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」(第6-1-(3)(2))とされている。そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。
114	B	地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	製菓衛生師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び同手続に係る府県の事務を一元的に実施している当広域連合において同システムを活用できるよう求める。	製菓衛生師の免許申請、名簿の訂正、免許証書換及び免許証再交付の申請については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。当初の免許証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、当広域連合での名簿登録情報と一致するまで遡って確認の必要があり、場合によっては、改正原戸籍謄本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍謄本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も再提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりにより多くの時間を費やしている。このような事態が生ずる原因は、資格保有者に義務付けている製菓衛生師名簿訂正申請(製菓衛生師法施行令第3条第1項)が義務どおりに履行されることが少ないことにある。実務上は、申請者が転職・再就職等しようとした際、免許取得以後の改姓(結婚、離婚等)、本籍地変更等で手元の免許証が使えなかったり、免許証を紛失していたりして、現在の氏名や本籍地の表示された免許証が必要になったときにはじめて名簿訂正・免許証書換交付が一体的に申請されるのが大半である。この免許関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できれば大きな改善が見込まれる。同システムでは、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握し、当該資格保有者に届出勧奨を行って資格保有者の登録内容の正確性を確保することが考えられており、現場における支障の発生そのものを抑制することも期待される。しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、製菓衛生師が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかにされていない。 【参考】令和3年度当広域連合処理件数:新規交付1,113件、書換交付157件、再交付80件	製菓衛生師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全面的なデジタル化が実現する。特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、結果として申請者への免許証交付までの期間も短縮され、時間的にも経済的にも手続の合理化や事務の効率化が望める。	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、製菓衛生師法施行令第1条、第3条、製菓衛生師法施行規則第1条第2項第1号	デジタル庁、総務省、厚生労働省	関西広域連合			茨城県、高崎市、川崎市、広島市、福岡県、那覇市	—	御提案の製菓衛生師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年度(2022年度)において行われ、国民の理解を得つつ、令和5年度(2023年度)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」(第6-1-(3)(2))とされている。そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。		



各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。	システムの対象資格拡次については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続きについても、マイナンバーを利用した手続きのデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年(2023年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続きにおける添付書類の省略を目指す」とされている。国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る32資格において、先行して令和6年度からの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。	5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続きについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	法律 省令 システム面での調整	令和7年度以降準備が整い次第	・調理師の免許申請等に関する手続きについては、国家資格等情報連携・活用システムを可能とする方向で進めるとの結論が得られた。  ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が成立したところ(公布後1年3月以内施行予定)。今後、政省令改正などの所要の措置を実施した上で、調理師の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。	引き続き、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。	システムの対象資格拡次については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続きについても、マイナンバーを利用した手続きのデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年(2023年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続きにおける添付書類の省略を目指す」とされている。国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る32資格において、先行して令和6年度からの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。	5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製菓衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製菓衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続きについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	法律 省令 システム面での調整	令和7年度以降準備が整い次第	・製菓衛生師の免許申請等に関する手続きについては、国家資格等情報連携・活用システムを可能とする方向で進めるとの結論が得られた。  ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が成立したところ(公布後1年3月以内施行予定)。今後、政省令改正などの所要の措置を実施した上で、製菓衛生師の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。	引き続き、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。



管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	追加関係団体名	追加支障事例			各府庁からの第1次回答	各府庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野														
115	B	地方に対する規制緩和	11.その他	全国通訳案内士登録関係手続について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるよう求める。	全国通訳案内士の登録に関する事務について、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県及び府県の事務を一元的に実施している当団体において同システムを活用できるよう求める。	全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士試験に合格後、居住する都道府県の知事の登録を受けなければならない。登録事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。変更の届出に当たっては、当該変更が行われたことを証する書面を添付する必要がある。そのため、変更の届出を行う者にとって、当該変更が行われたことを証する書面(住所地の変更の場合には住民票の写し)の氏名の変更の場合には戸籍抄本などの準備に係る手間や費用の負担が生じているとともに、府県の事務を一元的に実施している当団体にとっても、変更の届出を行う者への説明や書類の確認が手間となっている。	「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、住民票の写しや戸籍抄本の添付の省略が可能となり、変更の届出を行う者と当団体の双方の負担軽減となる。	通訳案内士法第20条、第22条、通訳案内士法施行規則第16条、第19条第1項、住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二	デジタル庁、総務省、国土交通省	関西広域連合		宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県	○全国通訳案内士試験合格後、当県で新規登録をする際、また住所や氏名が変更になった際には、窓口での申請を行っている。その際には本人確認や変更内容を証する書面として、住民票や戸籍簿本、戸籍抄本等の提出を求めている。上記の書類を取得する際に手数料がかかってしまうことに加え、変更の履歴が確認できない場合(住民票を移していない等)の理由により発生)がある。後者に限っては、本籍地が以前住んでいた地域の自治体など複数に連絡を取る必要があるため、申請者にとっても自治体にとっても大きな負担となる。 「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を活用できるようにすることで、申請者は書類の提出量が減り、手数料(本人確認や変更内容を証する書面を取得する際の手数料を指す)の負担がなくなる。また自治体は対応期間の短縮、申請の簡素化が見込める。 ○当県においても、登録者の住所・氏名等の変更の届出が遅々に行われていない事例がみられ、全国通訳案内士登録簿の正確性が損なわれていると考える。 ○当県でも、転居を複数回行った後に申請されるケースや、氏名変更による変更届出を忘れており、転居時に合わせて変更の届出を行うケースが見受けられるが、そもそも現登録証の登録行政庁での登録の事実の確認と、現住所の証明書類があれば、その間の履歴を確認する必要は無いと思われる。 なお、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用により、届出にかかる手続きの簡略化が図れるのであれば、登録行政庁及び通訳案内士本人、双方の負担軽減となると考える。	御提案の通訳案内士登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年度(2023年度)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」(第6-1(3)2)とされている。そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。		
116	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	クリーニング師免許関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。	クリーニング師免許申請、名簿の訂正、免許証訂正及び再交付の申請については、現在、申請に伴う添付書類について書面により提出を求めている。このうち、原簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍簿本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。当初の免許証交付時点から長年経過した後の訂正交付や再交付の申請、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、原簿登録情報と一致するまで選って確認する必要があり、場合によっては、改製原戸籍簿本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍簿本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も何度も提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費やしている。また、資格保有者が免許証訂正申請(クリーニング業法施行規則第8条)の手続きを怠り、義務どおりに履行されていない場合も考えられる。	クリーニング師免許申請、名簿の訂正、免許証訂正及び再交付の申請については、現在、申請に伴う添付書類について書面により提出を求めている。このうち、原簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍簿本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者、申請受付担当者双方にとって大きな負担となっている。当初の免許証交付時点から長年経過した後の訂正交付や再交付の申請、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、原簿登録情報と一致するまで選って確認する必要があり、場合によっては、改製原戸籍簿本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。申請者にとって何度も市区町村への戸籍簿本等取り寄せ手続を行うのが煩雑なばかりでなく、申請受付担当者にとっても、申請者へ何度も何度も提出の依頼や説明を行う事務作業や書類等のやりとりに多くの時間を費やしている。また、資格保有者が免許証訂正申請(クリーニング業法施行規則第8条)の手続きを怠り、義務どおりに履行されていない場合も考えられる。	クリーニング師免許関係手続が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」で可能となることにより、全体的なデジタル化が実現する。特に、「戸籍情報連携システム(仮称)」とのデータ連携による戸籍、除籍等の情報確認が可能となれば、申請者の手続負担が大きく軽減されるばかりでなく、法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、クリーニング業法第8条、クリーニング業法施行令第1条、クリーニング業法施行規則第4条第1号、第6条	デジタル庁、総務省、厚生労働省	関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	茨城県、群馬県、高崎市、大阪府、高知県、大分県、沖縄県、那覇市	○資格保有者が免許証訂正の手続きを怠っていることも考えられるため、手続きを促すためにも、システム活用は有効であると考えられる。 ○クリーニング師の免許の名簿訂正、免許証訂正において、過去何回も戸籍の変更があり、他県も含めて複数回の戸籍取り寄せをしてもらうことになり、申請者に対し、負担を強いた。	御提案のクリーニング師免許関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行われる各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、関係府庁とも協議の上、検討を進めていく。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年度(2023年度)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」(第6-1(3)2)とされている。そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。			
117	B	地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	登録販売者登録関係手続について「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」によりデジタル化し、都道府県において同システムを活用できるよう求める。	販売従事登録の登録申請、登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍簿本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者にとって大きな負担となっている。当初の登録証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、名簿登録情報と一致するまで選って確認する必要があり、場合によっては、改製原戸籍簿本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。このような事態が生ずる原因のひとつには、資格保有者に義務付けている登録販売者名簿の登録事項変更届出(医薬品医療機器等法施行規則第159条の9第1項)が義務どおりに履行されないことにある。このようなケースでは、資格保有者が登録証の提示を必要とした際、当初登録以後の本籍地変更や改姓(結婚、離婚等)等で手元の登録証が使えなかったり、登録証を紛失していたりして、現在の氏名等が表示された登録証が必要と判明してはじめて届出がされる。この登録関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を府県内全ての所管部署(本庁、保健所等)において活用できれば大きな改善が見込まれる。例えば、同システムによって、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握する等の作業を全て自動的に行うことで、現場における支障の発生そのものを抑制する活用も考えられる。しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、登録販売者が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかになっていない。 【参考】令和3年度提案団体処理件数計：新規登録2,659件、書換交付272件、再交付80件	販売従事登録の登録申請、登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、現在、申請書・添付書類ともに全て書面により提出を求めている。このうち、名簿登録事項となっている本籍地都道府県名等の確認のために必要となる、戸籍簿本若しくは戸籍抄本又は住民票(本籍地記載)の添付が申請者にとって大きな負担となっている。当初の登録証交付時点から長年経過した後の書換交付や再交付の申請も多く、婚姻による氏名の変更や、本籍地都道府県名の変更などを、名簿登録情報と一致するまで選って確認する必要があり、場合によっては、改製原戸籍簿本等まで取り寄せるよう依頼を繰り返すこともある。このような事態が生ずる原因のひとつには、資格保有者に義務付けている登録販売者名簿の登録事項変更届出(医薬品医療機器等法施行規則第159条の9第1項)が義務どおりに履行されないことにある。このようなケースでは、資格保有者が登録証の提示を必要とした際、当初登録以後の本籍地変更や改姓(結婚、離婚等)等で手元の登録証が使えなかったり、登録証を紛失していたりして、現在の氏名等が表示された登録証が必要と判明してはじめて届出がされる。この登録関係手続について、国が構築中の「戸籍情報連携システム(仮称)」とデータ連携する「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」を府県内全ての所管部署(本庁、保健所等)において活用できれば大きな改善が見込まれる。例えば、同システムによって、1年に1回程度の頻度で地方公共団体情報システム機構等に資格者情報を照会し、登録事項変更についての必要な届出がされていない資格保有者を把握する等の作業を全て自動的に行うことで、現場における支障の発生そのものを抑制する活用も考えられる。しかし、同システムの令和6年度運用開始時には、税・社会保障に係る32資格のみが対象とされ、登録販売者が同システムの対象かどうか、また、対象となる場合の運用開始時期については明らかになっていない。 【参考】令和3年度提案団体処理件数計：新規登録2,659件、書換交付272件、再交付80件	住民基本台帳法第30条の11、第30条の15、別表第三、別表第五、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第8号、別表第一、別表第二、医薬品医療機器等法第30条の8第2項、医薬品医療機器等法施行規則第159条の7第2項第2号、第159条の9、第159条の11第2項、第159条の12第2項	デジタル庁、総務省、厚生労働省	関西広域連合、滋賀県、山口県、高知県、大分県、沖縄県、那覇市	宮城県、茨城県、山口県、高知県、大分県、沖縄県、那覇市	○販売従事登録の登録事項変更、登録証書換、登録証再交付の申請等については、登録を受けた都道府県知事あてに提出することとされているため、引越越し等による戸籍抄本等の取り寄せに時間を要することがある。また、登録事項変更届出については、事由が生じた日から30日以内届出することとされており、時間的な制約もある。申請書等に添付が求められている届出の原因となる事実を登録する書類の電子化が図られれば、申請者の負担を減らすことができる。	御提案の販売従事登録関係手続のオンライン化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において行われる各種免許・国家資格等のデジタル化の推進の状況等を踏まえて、ご指摘の「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用も含め、関係府庁とも協議の上、検討を進めていく。	「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用も含め、「と」のことだが、既に同システムの開発が進行している中、登録販売者に係る販売従事登録について別システムをコスト・時間を費やして開発しなければならない特段の理由はないと見られず、本登録に係るデジタル化の具体的な推進方策は「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用以外にないものと見られる。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続についても、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年度(2023年度)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続における添付書類の省略を目指す」(第6-1(3)2)とされている。そこで、本提案を契機に検討を加速していただき、本提案の資格が「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の対象資格であることを明確にするとともに、「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」における運用開始目標年次について、令和6年度以降なるべく早期の時期でお示し願いたい。本提案が実現することにより、資格取得・保有者の手続負担の軽減、資格管理者の審査事務効率化といった直接的な効果に加え、各種証明書発行機関や手数料納付窓口機関の事務負担軽減といった波及効果も期待され、国を挙げて推進しているデジタル社会の実現にも大いに資するものであることから、是非とも前向きにご検討いただきたい。			



各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求め。	システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続きについても、マイナンバーを利用した手続きのデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年(2023年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続きにおける添付書類の省略を目指す」とされている。国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る32資格において、先行して令和6年度からの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。	5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製薬衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製薬衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続きについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	法律 省令 システム面での調整	令和7年度以降準備が整い次第	・全国通訳案内士の免許申請等に関する手続きについては、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で進めるとの結論が得られた。 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が成立したところ(公布後1年3月以内施行予定)。今後、政省令改正などの所要の措置を実施した上で、全国通訳案内士の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。	引き続き、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求め。	システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続きについても、マイナンバーを利用した手続きのデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年(2023年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続きにおける添付書類の省略を目指す」とされている。国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る32資格において、先行して令和6年度からの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。	5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製薬衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製薬衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続きについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	法律 省令 システム面での調整	令和7年度以降準備が整い次第	・クリーニング師の免許申請等に関する手続きについては、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で進めるとの結論が得られた。 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が成立したところ(公布後1年3月以内施行予定)。今後、政省令改正などの所要の措置を実施した上で、クリーニング師の免許申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。	引き続き、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求め。	システムの対象資格拡大については、デジタル庁が国家資格等の制度所管省庁に働きかけ、提案対象の5資格に限定せず一体的に検討を進めていただきたい。	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)にて、「社会保障等以外の国家資格等に係る手続きについても、マイナンバーを利用した手続きのデジタル化を推進するため、令和4年度(2022年度)に調査を行い、国民の理解を得つつ、令和5年(2023年)にマイナンバー法改正を含む必要な法案提出など法令の整備を実施した上で、資格取得・更新等の手続きにおける添付書類の省略を目指す」とされている。国家資格等情報連携・活用システムについては、税・社会保障に係る32資格において、先行して令和6年度からの運用開始を目指しているところ、ご提案いただいている資格についても、関係省庁と協議の上、検討していきたい。提案対象以外の資格についても、本システムの利用意向の有無等についての調査を実施し、利用意向を示した資格について、本システム搭載に向けての調整を行っているところである。	5【デジタル庁(3)】【総務省(9)】【厚生労働省(19)】【国土交通省(3)】 通訳案内士法(昭24法210)、クリーニング業法(昭25法207)、調理師法(昭33法147)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145)及び製薬衛生師法(昭41法115) 全国通訳案内士、クリーニング師、調理師及び製薬衛生師の免許申請等並びに登録販売者の登録申請等に関する手続きについては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	法律 省令 システム面での調整	令和7年度以降準備が整い次第	・登録販売者の登録申請等に関する手続きについては、国家資格等情報連携・活用システムを活用し、オンライン化を可能とする方向で進めるとの結論が得られた。 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が成立したところ(公布後1年3月以内施行予定)。今後、政省令改正などの所要の措置を実施した上で、登録販売者の登録申請等に関する事務において、マイナンバーの利用が可能となる見込みである。	引き続き、国家資格等情報連携・活用システムを活用したオンライン化に向けてシステム面での調整等を行う。



管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野													
144	B	地方に対する規制緩和	06 環境衛生	産業廃棄物処理業許可申請書類における住民票及び登記事項証明書についてマイナンバー情報等により電子上での確認を可能とすること	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める産業廃棄物処理業許可申請にあたり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出によらずに、例えばマイナンバー制度における情報連携等により電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。	廃棄物処理業許可にあたり、法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えなければならないと施行規則に規定されることにより、申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、これにより電子申請への移行が困難となっている。	申請に当たって、添付書類が少なくなるほか、申請者による書類の取得作業がなくなるなど、申請者、行政双方の効率化が図られる。	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条、第14条の4、第15条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2、第10条の4、第10条の12、第10条の16、第11条	デジタル庁、総務省、法務省、環境省	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会	青森県、さいたま市、清瀬市、川崎市、静岡県、熊本市、大分県	〇住民票や登記事項証明書の内容をもとに市町等への欠格照会を行っている。申請者、行政双方の効率化、審査の迅速化のためには、マイナンバー等により欠格事項への確認ができるよう、必要な措置を講じていただきたい。(R3欠格照会:年17,000件超)	登記事項証明書については、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始することとしており、また、令和5年度までに、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施することとしている。こうした登記事項証明書の添付省略に関する全体的な取組の中で、御要望への対応について必要な検討を行うこととする。 住民票については、氏名・住所等を確認するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行規則で定める許可の欠格要件に該当しないかどうかを審査するための犯歴照会を可能とする目的で本籍の記載のある住民票の写しの提出を求めている。欠格要件の犯歴照会には個人を特定する情報として番地までの本籍情報が必要であるところ、マイナンバー制度における戸籍情報連携においては、個人を特定する情報としての本籍地の情報を連携できず、市町村コードまでに限られるため、現時点では対応が困難であるが、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め必要な検討を行う。	登記事項証明書について、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を踏まえ、重要対応をご検討いただけることと、よろしくお願いする。 本籍地情報の入手にあたっては、免許証とマイナンバーカードの統合(2024年度末予定)を契機とし、マイナンバーカードを活用して情報入手を可能とする等の制度構築に期待しているところである。現時点で住民票の写しの添付については、本籍地取得の目的に鑑み、現時点での対応が困難な旨は理解するが、国民負担の軽減のため、ご回答のとおり、本籍地の確認を可能とする他の手法を含め、既存の枠組みにとらわれない柔軟な発想による検討を進めていただきたい。



各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月30日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】提案団体の提案を考慮した検討を求める。		登記事項証明書については、第1次回答で提示した方針のとおり御要望への対応について引き続き検討を行う。 住民票の写しの書面提出については、本籍地の確認を可能とする他の手法を検討することを含め、廃棄物処理法における手続き全体について多角的な視点から手続きの合理化の検討を行う。	5【デジタル庁(8)】【総務省(17)】【法務省(10)】【環境省(11)】住民基本台帳法(昭42法61)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (ⅰ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理業の許可などに関する事務を処理する場合には、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(住民基本台帳法30条の6第1項。以下同じ。)の提供を受けることができるものとする。 (ⅱ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続きについては、許可等の申請であって、既得の本籍にかかると異なる情報に変更がない場合等について、令和5年度中に省令を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の提供を受けることにより住民票の写しの添付を省略することを可能とする。 また、その他の場合について、住民票の写しの添付を省略可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (ⅲ)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下この事項において「法」という。)に基づく産業廃棄物処理業の許可(法14条1項又は6項)、特別管理産業廃棄物処理業の許可(法14条の4第1項又は6項)及び産業廃棄物処理施設の許可(法15条1項)等における登記事項証明書の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	(ⅰ)法律	令和5年度	産業廃棄物処理業の許可などに関する事務について、住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とする。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第58号)が成立した。	左記法律による住民基本台帳法の改正を踏まえ、関係省令の整備等、必要な対応を行う。
					(ⅱ)前段 省令	令和5年度	検討中	(ⅰ)の法律による住民基本台帳法の改正を踏まえ、関係規定の整備等、必要な対応を行う。
					(ⅱ)後段 検討中	令和5年度	検討中	既得の本籍にかかると異なる情報に変更がない場合等以外の場合について、住民票の写しの添付の省略を可能とすることについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
					(ⅲ) 検討中	令和6年度以降	国の行政機関における登記事項証明書の添付省略の状況を踏まえ、地方公共団体について、登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等を調査を実施した。また、当該結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書の添付省略に関する実施計画(令和4年3月28日デジタル庁・法務省)を策定した。同計画に基づき、令和5年2月から、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始した(現在、東京都、和歌山県、ひたちなか市、川崎市、広島市で先行運用を実施中)。また、令和5年4月から、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析事業を開始した。	現在、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施中であり、その内容を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加関係団体名	追加支援事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
172	B	地方に対する規制緩和	11.その他	市町村結婚新生活支援事業における補助書類(所得証明書)の提出が省略できるよう、マイナンバー制度における情報連携の対象に新たに追加してもらう。	【銀行制度】 補助対象(夫婦の合計所得が400万円未満)を確認するために、所得証明書の提出を求めている。 【支援事例】 転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。 【支援の解決策】 新たにマイナンバー制度における情報連携の対象に加えてもらう。これにより、他市区町村から課税されている場合でも当市で当該所得情報を確認できるようになることから、所得証明書の提出が不要となる。 <参考> 令和2年度 交付決定件数:52件 うち支援事例件数(※):28件 令和3年度 交付決定件数:60件 うち支援事例件数(※):27件 ※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。	転入者において課税市区町村からの所得証明書の取得が不要となることから、申請に係る負担が軽減され、住民の利便性が向上される。	地域少子化対策重点推進事業実施要領	デジタル庁、総務省、こども家庭庁	秋田市、秋田県、能代市、横手市、大館市、男鹿市、大仙市、仙北市、盛岡市、五城目町、八郎潟町、井川町、羽後町、東成瀬村		花巻市、千歳市、高知県	○支援事例と同様、転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。 結婚新生活支援事業については、住民票、所得証明書、納税証明書などの諸証明をはじめ、対象経費となる住居の契約書等、申請添付書類が相当数あることから、情報連携の対象とすることにより、所得証明書への添付を不要とすることで、事務の軽減が期待される。 令和3年度 交付決定件数:19件 うち支援事例件数(※):15件 ※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。	結婚新生活支援事業は年度ごとに要綱要領を定め、予算補助として実施していることである。当該事業における所得証明書の提出については、現在、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第2条で指定されている「地域少子化対策重点推進交付金」における「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められている。 補助金交付申請者の所得情報を確認するために、マイナンバー制度における情報連携を行う場合、当該事業を法令化する必要があるが、当該事業は実施自治体が制定する自治体法に独自に制度設計が可能であること、及び当該事業の全国の実施状況を踏まれば、マイナンバー制度の情報連携に向けた法令化の検討は困難である。 なお、当該事業の事務処理については、実務上の負担軽減ができるよう今後ともよく検討していきたい。	結婚新生活支援事業における所得証明書の提出については、国の「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められていることから、各自治体が独自に提出の要否を設定できるものではないと考えられる。そのため、国においてマイナンバー情報連携の対象拡大が図られない場合、転入者は、これまでと同様に課税市区町村から所得証明書を取り寄せて提出しなければならない。また、令和3年度に538市区町村であった本事業の実施自治体数は、令和4年度では629市区町村と増加し、全自治体の約3分の1にのぼることから、本事業に対するニーズは高いものと考えられている。 本事業を新たにマイナンバー情報連携の対象に加えることにより、申請者の負担軽減につながることも、事務手続の利便性が向上されることで事業としての魅力が高まり、実施自治体の増加も期待される。少子化対策のさらなる推進の観点から、本提案の採択について前向きに検討していきたい。
181	B	地方に対する規制緩和	11.その他	マイナンバー制度において、地方公共団体がマイナンバーを独自利用する場合作業の事例・規則への規定について次のように見直しをお願いしたい。 ①番号法第9条第2項に基づくマイナンバーの独自利用の場合について、条例ではなく、規則での規定でも利用可能とする。 ②番号法第9条第2項に基づく庁内部門での特定個人情報等の授受の場合および番号法19条第11号に基づく庁内他機関との特定個人情報等の授受の場合について、条例・規則での規定を不要とする。	<①の事例> 令和3年11月に、東京都が脳たこ心身障害者医療費助成事務でマイナンバーを利用することとして都規則を改正した。当該医療費助成事務は、事務処理特例により各区で事務を実施している。マイナンバーの活用は各区分でであったが、情報連携により区別によって添付書類省略が可能となるメリットがあるため、当区では利用することとした。情報連携を実施するための個人情報保護委員会への届出は年3回(5～6月、9～10月、11～12月)であるが、独自利用の条例を定めている場合のみ届出が可能であるため、条例改正手続(約3か月半)を待つことで、届出が令和4年6月、情報連携開始が令和5年7月となり、都の規則改正から情報連携開始まで約1年3か月かかることとなり、規則での規定であれば、令和3年12月の届出が可能であったため、令和4年10月から情報連携が開始でき、約4か月早くサービスの開始が可能であった。 <②の事例> 健康増進事業の実施に関する事務について、令和3年5月31日公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、新たに番号法第2に追加されたことを受け、マイナンバー利用事務として取り扱うこととなった。 従前は、区の個人情報保護条例等に基づき行っていた当該事務に係る庁内の情報授受について、事務の実施は何ら変わらないにも関わらず、庁内での特定個人情報の授受を行うにあたり、番号法第9条第2項または第19条第11項に基づく条例への規定が必要となった。条例改正には議会等対応を含め3か月半程度かかることとなり、併せて特定個人情報保護評価(重点項目のため約1か月)や規則改正(約2か月)等、従前の事務をそのまま実施するために延べ6か月半の時間を必要とする事務が発生した。 今後、既に実施している事務がマイナンバー利用事務として指定された場合も同様の事務手続が発生することとなり、本来の事務を実施するにあたっての支障となることが想定される。同一自治体内での特定個人情報の連携に係る条例・規則での規定が不要となることで、延べ5か月半程度の事務が削減される。	独自利用事務の情報連携の活用や、自治体内での情報の連携を迅速に行えるようになり、添付書類の省略や、情報の利活用による区民サービスの向上に寄与する。 従前から行っている事務をそのまま実施するための条例改正等の手続が削減され、本来業務に時間を割くことができる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条	個人情報保護委員会、デジタル庁	練馬区	宮城県、富士見市、山梨県、茨城県、高崎市、高松市、宇和島市、大牟田市、長崎県、宮崎市		地方公共団体におけるマイナンバーの独自利用及び特定個人情報の庁内連携を行うためには、マイナンバー法第9条第2項に基づき条例を定める必要がある。 これは、個人番号の利用範囲については、個人情報保護の観点から、地方公共団体の長の判断のみで決めるのではなく、住民の代表で構成される地方議会における議論を経て、団体としての地方公共団体の意思に基づいて行うことが、マイナンバー法第9条第1項において規定されている国等の実施する事務について、国会による議論によって制定される法律で規定されることの均衡に鑑みて、適当と考えられるためである。 また、同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供するには、番号法第19条第11号に基づき条例を定める必要がある。これについても、個人番号の利用範囲と同様に、地方公共団体の長の判断のみで決めるのではなく、住民の代表で構成される地方議会において議論を経て、団体としての地方公共団体の意思に基づいて行うことが適当と考えられる。 これを踏まえ、ご提案に応じることは困難である。	地方公共団体がマイナンバーを利用した情報連携を開始するまで、条例改正に約3か月半、個人情報保護委員会への届出に約8か月の期間が必要であり、直近では、心身障害者医療費助成(マル保)の事務にマイナンバーを利用するため、こうした手続を約1年を要している。住民の安全・安心を守るための生活支援など、緊急性の高い事務においても、マイナンバーを利用する場合は条例への規定が必要となり、制度を迅速かつ効果的に活用することができないのが実態である。 国においては、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に基づく特定の給付でのマイナンバー利用について、「内閣総理大臣が指定するもの」として告示で定めている例があり、これは緊急時の給付金を迅速かつ確実に実施するための措置と認識している。 また、個人情報保護は制度運用において重要な要素であるが、マイナンバー制度の所期の目的を果たすためには、住民に最も身近な基礎自治体がマイナンバーをより活用しやすい制度設計に留意していくべきである。地方公共団体が主体的に制度を活用し、行政手続における添付書類について前向きに検討していただきたい。	
182	B	地方に対する規制緩和	11.その他	マイナンバー制度における特定個人情報保護評価(PIA)の簡素化または廃止を求める。 特定個人情報は番号法及び個人情報保護法の趣旨に即するが、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに則り適切に取り扱う必要があり、また、情報公開制度により国民への透明性も担保されているところ、特定個人情報保護評価の実施が国民への透明性の担保にどれほど寄与しているのか、また、評価の実施(全項目評価)について、令和3年12月までにPIAの実施を行うようではないのか等について、地方公共団体における事務負担も踏まえ、改めて制度の効果検証や見直しをお願いしたい。	特定個人情報保護評価は、当該特定個人情報ファイルを保有する前に実施しなければならない。全項目評価の場合、評価書の公表までにか月程度かかるため、迅速性を欠いている。また、制度開始に間に合わせるためにタイムライン評価を実施する場合、評価書作成に係る職員の負担が大きい。 特に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に係る事務では、事後評価であっても、業務を遂行しながら意見聴取や第三者点検等の対応などを国の定めた期限までに行わなければならない、非常に大きな負担となっている。 <事例1> 令和2年11月30日に国から新型コロナウイルス感染症に関する特設事務(全項目評価)について、令和3年3月12日までにPIAの実施を行うよう依頼があり、期限までに実施できない場合、令和3年6月からの情報連携が開始できない旨通知された。結果的には、リスク対策の変更等がなかったため再実施に該当せず、期限には間に合ったが、再実施が必要となっていた場合、制度開始に間に合わせることでないスケジュールであった。 <事例2> ワクチン接種業務(全項目評価)においては、第1回目の接種が令和3年5月から開始する中、令和3年4月から令和3年12月にかけて全項目評価の再実施を行った。その後も令和4年2月の3回目接種開始の中、令和4年3月からワクチン接種記録システムについて再実施中であるが、さらに令和4年4月から接種証明コンビニ交付に係る再実施として、ワクチン接種業務を行いながら3回の全項目評価の再実施が必要となっており、大きな負担となっている。	特定個人情報保護評価に係る事務量を削減することにより、職員の研修に時間をかけることができるようになる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条、第28条、特定個人情報保護評価に関する規則第1条、第4条～第7条、第9条、第11条～第15条、特定個人情報保護評価指針	個人情報保護委員会、デジタル庁	練馬区	富士見市、相模原市、三島市、京都市、高槻市、八尾市、西宮市、高松市、松山市、宇和島市、佐世保市、熊本市、宮崎市	○新型コロナウイルスワクチン接種に関する特定個人情報保護評価の再評価は、接種開始、証明書の電子化、コンビニ交付と短期間に何度も再評価を行わなければならないことや、事後評価でありながら、市民への意見聴取や第三者点検等も実施しなければならない、非常に大きな事務負担となっている。 ○当該は、特定個人情報保護評価のとりまとめ課ではあるが、当該評価の実施が、実際に国民への透明性の担保に寄与しているかどうかは疑問である。特定個人情報の取扱い等についての安全性の公表に関しては、より効果的で効率的な方法を検討していただきたい。 ○特定個人情報保護評価(PIA)は、全項目評価の場合、関係法令等により、原則として特定個人情報ファイルの保有等の前に評価を実施(再実施)〔評価書の作成(修正)、市民意見公募、第三者による点検)することが規定されており、事務量が非常に多い。また一定期間を要するが、迅速性を欠くとも他者の人役を投じるべき事務を圧迫している。新型コロナウイルス接種に関連し、ワクチン接種記録システムによる住民の接種記録の管理やアプリによる接種証明書の電子交付などを実施するに当たり、全項目評価の実施(再実施)をこれまで以上に回っているが(現在3回目を実施中)、いずれも制度開始までに評価を完了させることが困難であったため、例外的に認められている緊急時の事後評価となり、実質外部の意見は反映できない形勢的な運用となっている。これらの実情や事務負担に対する効果等を勘案し、簡素化や廃止も含めたより効果的な制度への見直しが必要と考える。 ○本市においても、評価書作成に係る職員の負担が大きく、特に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に係る事務では、事後評価であっても、業務を遂行しながら意見聴取や第三者点検等の対応などを国の定めた期限までに行わなければならない、非常に大きな負担となっている。今後も、接種証明コンビニ交付に係る再実施として、ワクチン接種業務を行いながら3回の全項目評価の再実施が必要となっており、大きな負担となっている。また、全項目評価の場合、住民の意見募集や第三者点検を行う必要があり、評価書の公表までに6か月程度かかるため、迅速性を欠いているとともに、職員の負担が大きい。 ○本市においても、事務作業の量により即時性に欠くことや、膨大な内容を報告書として作成することが却ってマイナンバーの情報連携への壁になってしまっている。	特定個人情報保護評価(以下「保護評価」といふ)は、マイナンバー法第28条に基づき、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、国民のプライバシー等の権利利益を保護する観点から、①事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、②国民・住民の情報の確保を目的として行われるものであり、マイナンバー制度における重要な保護措置の一つである。 保護評価指針については、これを要するものとしてされているところ、こうした取組の中で、より効果的・効率的な保護評価につながるよう、関係庁と連携しながら必要に対応を検討してまいりたい。	マイナンバーを含めた住民の個人情報の取扱いについて、リスク対策の徹底や個人の権利利益を保護する体制を確保することは地方公共団体の責務であるというところは熟知している。一方で、特定個人情報保護評価は、マイナンバー法第28条に基づき、その結果を公示し、広く国民の意見を求めるものとしてされているが、第1次回答中の①、②の目的にどれほど寄与するか疑問である。 また、特定個人情報保護評価に係る事務量は膨大であり、迅速性を欠いている。特に全項目評価の場合、住民への意見聴取や第三者点検の実施により、評価に半年程度の期間を要しており、制度開始までのタイムスケジュールの中で評価を行わなければならない、職員への負担が非常に大きい。さらに、新型コロナウイルスワクチン接種など、やむを得ない事由で緊急な対応が必要な場合には、例外的に事後評価とするなどが認められているが、そもそも①の目的と矛盾が生じていると考える。 こうした現状を踏まえ、保護評価の在り方について、より効果的で効率的な制度への見直しを緊急に検討していただきたい。	



各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の進捗(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの進捗(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>		<p>当該事業は実施自治体が制定する自治体要綱により独自の制度設計が可能であることから、所待要件確認のためのマイナンバー連携についての法令は困難であるが、事業実施自治体への転入後における申請にあたっては、課税市区町村から所得証明書を取り寄せて提出となることにより、申請者の負担が増大していることも承知している。 申請にあたっての負担軽減に努めている自治体の取組を内閣府から情報提供し、横展開を図ることで、申請者の負担軽減につながることも、当該事業の事務処理については、実務上の負担軽減ができるよう今後ともよく検討する。 また、ご提案のような支障事例があることを踏まえ、マイナンバー法第19条第9号に基づく情報連携の在り方について検討してまいりたい。</p>	<p>5【内閣府(11)】【個人情報保護委員会(5)】【デジタル庁(13)】【総務省(29)】 結婚新生活支援事業 結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続については、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供する。 また、当該補助金の交付の申請の手続のうち申請者の所得の確認方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)19条9号に基づく情報連携の在り方を含め、申請者及び地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意向も踏まえつつ方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>前段 結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続について、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供する。</p>	<p>令和4年11月に地方公共団体へ情報提供済。</p>	<p>令和4年9月～10月にかけて事業を実施する全自治体に対し、申請者の負担軽減に資する取組事例について調査を実施。集計結果について令和4年11月にフィードバックを実施。</p>	
				<p>後段:令和4年度中に得た結論に基づいた措置について検討中</p>	<p>検討中</p>	<p>「第7回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループ」にて、「今後、地方公共団体の独自利用事務がマイナンバー法別表に掲げる事務に準じることが必ずしも明確でない場合においても、行政運営の効率化及び国民の利便性向上を目的とし、個人情報保護委員会が認める場合であれば、情報連携を行うことができるよう」にすることが示された。</p>	<p>「第7回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループ」の内容を踏まえて、検討する。</p>	
	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>		<p>他の地方公共団体などの情報連携は、特定個人情報の「提供」として、番号法第19条第8号や別表第2を根拠に行うことができるが、同一機関内での情報連携は、特定個人情報の「提供」ではなく「利用」に該当する。 番号法第9条第1項及び第2項に基づき個人番号を「利用」できるのは、別表第1に規定する主体が別表に規定する事務で利用する場合と地方公共団体が条例で定める事務で利用する場合に限定されている。 番号法第9条第1項及び第2項に基づき個人番号を「利用」できるのは、別表第1に規定する主体が別表に規定する事務で利用する場合と地方公共団体が条例で定める事務で利用する場合に限定されている。 番号法第9条第1項及び第2項に基づき個人番号を「利用」できるのは、別表第1に規定される個々の事務で個人番号を利用することであり、当該利用により得られた特定個人情報(同一機関内で別表第1に規定される他の個人番号利用事務や、第9条第2項に基づき条例で定めた独自利用事務の処理)に利用することは、第9条第1項に規定する利用範囲を超えるものと考えられる。このため、同一機関内の複数の事務で特定個人番号を利用する場合は、第9条第2項に基づく条例を定める必要がある。</p>	<p>5【個人情報保護委員会(4)】【デジタル庁(10)】【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)19条9号)については、その円滑な実施に資するよう、個人情報保護委員会への届出(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号)に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平28個人情報保護委員会規則5)3条1項)から情報連携開始までの期間の短縮等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>検討中</p>	<p>令和5年度中に結論を得る</p>	<p>情報連携開始までの期間短縮等について、調査検討を進めた。</p>	<p>令和4年度における調査検討を踏まえ、技術的検証等を実施する。</p>
	<p>【全国知事会】 特定個人情報保護評価に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。</p>		<p>特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)は、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止を目的としていることから、事後評価は、あくまで例外的に、災害その他やむをえない事由により緊急性を伴う場合のみ実施できるものである。このように事前対応の例外として事後評価が実施された場合でも、速やかに保護評価が実施され、国民・住民の信頼の確保につながるよう、関係省庁と連携しながら対応を進めているところ。 また、保護評価指針の再検討に当たっては、地方公共団体を始めとした評価実施機関における保護評価の運用の実態を把握した上で、事務負担とリスク対策の両立を目指して進めてまいりたい。</p>	<p>5【個人情報保護委員会(4)】【デジタル庁(10)】【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)19条9号)については、その円滑な実施に資するよう、個人情報保護委員会への届出(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号)に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平28個人情報保護委員会規則1)7条)については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次回の指針(27条1項)の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえ当該事務の見直しについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>検討中</p>	<p>令和5年度中に結論を得る</p>	<p>特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討に係る委託調査を実施し、評価実施機関向けアンケート等を通じて、地方公共団体における特定個人情報保護評価の実態を把握した。</p>	<p>地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、引き続き、把握開向けアンケート等を通じて、個人情報保護評価における事務の見直しについて検討する。</p>







各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。	電子証明書の更新について、例えば、令和4年度中の構築を目指しているマイナンバーカード機能のスマートフォン搭載においては、インターネット回線上に秘密鍵を流さずにスマートフォン用電子証明書が発行できると聞いているが、こうした最新の技術を活用又は応用するなどして、保証レベルを維持したまま電子証明書を更新可能とすることを目指すべきではないか。 署名用電子証明書以外の暗証番号についても、オンラインでの本人確認による初期化・再設定手続の実現を検討いただきたい。	電子証明書の「更新」は、実態としては、新しい電子証明書を発行していることから、第1次回答のとおり、国際的な基準(米国立標準技術研究所(NIST)の認証に関するガイドライン(NIST SP 800-63-3)等)を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現する観点から対面での本人確認は維持する必要がある。 また、マイナンバーカードの電子証明書のスマートフォン搭載については、秘密鍵と公開鍵の鍵ペアを生成するチップが搭載されたスマートフォンにおいて鍵ペアが作成され、当該スマートフォンからインターネット回線を通じて公開鍵の送信を受けた地方公共団体情報システム機構が電子証明書を発行し、当該電子証明書がスマートフォンチップ内に搭載される仕組みであるが、マイナンバーカードのICチップは、そもそも鍵ペアを作成する機能を有していないことから、電子証明書のスマートフォン搭載類似の仕組みで、電子証明書の更新を行うことは仕様上不可能である。コンビニのキオスク端末において署名用電子証明書以外の各種暗証番号の再設定を可能とすることについては、4桁の暗証番号の再設定のために、①ICチップに記録された顔写真と本人がスマートフォン等で撮影した顔の照合による認証、②6～16桁の暗証番号による認証によって本人確認を行うこととなるが、4桁の暗証番号を忘れてしまい再設定が必要となった者が6～16桁の暗証番号を覚えている場合は少ないのではないかと考えている。一方で、上記の方法を採用しない場合においては、認証強度を確保することができる他の方法を考えることができるか、システム開発等に係る費用対効果をどの程度見込むことが可能か、慎重な検討が必要と考えている。 その上で、令和7年度以降に電子証明書の大量更新が見込まれることは認識しており、その事務処理を行う体制を構築することができるよう、市町村の負担軽減を図ることは重要であると考えており、既に可能となっている郵便局への事務委託が更に広がっていくよう引き続き日本郵便株式会社とも連携して取り組んでいくほか、市町村窓口等における本人確認や電子証明書の発行可否の決定以外の事務(統合端末を用いたシステム上の電子証明書発行処理や失効処理等)については、民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。	5【総務省】 (2) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平13法120) 地方公共団体が指定する郵便局において以下に掲げる事務を取り扱わせることができること(2条)については、一層の普及を図るための方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・署名用電子証明書の発行の申請(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)3条1項)の受付、署名利用者確認のための書類(同条3項)の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体(同条4項)の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法9条1項)の受付及び署名利用者確認のための書類(同条2項において準用する同法3条3項)の受付 ・利用者証明用電子証明書の発行の申請(同法22条1項)の受付、利用者証明利用者確認のための書類(同条3項)の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体(同条4項)の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請(同法28条1項)の受付及び利用者証明利用者確認のための書類(同条2項において準用する同法22条3項)の受付 5【デジタル庁(9)(i)】【総務省(22)(i)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書のうち、署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律3条1項)以外のものに係る暗証番号の初期化及び再設定については、オンラインやコンビニエンスストアの情報キオスク端末等による手続を可能とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 5【デジタル庁(9)(ii)】【総務省(22)(ii)】 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。	(i) 関係システムの改修等	未定	利用者証明用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定については、コンビニエンスストアの情報キオスク端末等による手続を可能とすることとした。	必要な改修や費用等を見積もった上で、実現に向けて取り組む。また、必要に応じて省令改正を行う。
					(ii)前段 検討中	令和5年度中に結論を得る	郵便局における電子証明書の発行・更新等に係る事務委託要領を策定し、市区町村に対し、事務委託を促してきたところ。令和4年8月には、既に委託を開始した市区町村における取組事例を参考として紹介し、同年11月には、事務委託に関する意向調査を実施した。また、日本郵便株式会社に対して、日本郵便株式会社に委託できる範囲の拡大等については、実施に必要なシステム開発等に引き続き取り組んでいく。	「郵便局を活用した地方活性化方策」を踏まえ、電子証明書の発行・更新等に係る事務委託について、市区町村や日本郵便株式会社に対する定期的な働きかけを実施するとともに、委託を旨としている市区町村に対し、委託契約の進捗状況に応じた助言等、丁寧なフォローを行っていく。また、民間事業者に委託できる範囲の拡大等については、実施に必要なシステム開発等に引き続き取り組んでいく。
					(ii)後段 検討中	未定	更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討している。	有識者に意見聴取を行うなど、引き続き検討していく。







各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		現在、マイナンバー法(以下「法」という。)第27条第2項に基づく特定個人情報保護評価指針の再検討に向けて、保護評価の簡素化とリスク対策の両立を目指して作業を進めているところ。 再検討に当たっては、法の規定で個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえることとされているが、それらに加えて、地方公共団体を始めとした評価実施機関における御意見や運用の実態を把握し御参考とさせていただくこととしており、御指摘のような効率化や負担軽減といった点を含め、保護評価の簡素化とリスク対策の両立を目指して作業を進めてまいります。	5【個人情報保護委員会(4)(ii)】【デジタル庁(10)(iii)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 地方公共団体による特定個人情報保護評価(特定個人情報保護評価に関する規則(平26特定個人情報保護委員会規則1)7条)については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次回の指針(27条1項)の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	令和5年度中に結論を得る	特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討に係る委託調査を実施し、評価実施機関向けアンケート等を通じて、地方公共団体における特定個人情報保護評価の実態を把握した。	地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、引き続き、把握した実態も踏まえながら特定個人情報保護評価における事務の見直しについて検討する。
【八王子市】 国が推奨している共通納税システムを国所管機関が活用することで、収納済事務の効率化が期待できる。そのため、共通納税システムを活用した納付方法への変更の早期実現を求める。 また、今後の検討状況や進捗に関しては、随時情報提供を行っていただきたい。 【名古屋市】 「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」では、「総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す」とこととされている。 当該提案の検討にあたっては、これらの観点を踏まえ、地方自治体職員の実務効率化だけでなく、指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化の観点からも実現が望まれるものであることに留意いただいたうえで進めていただきたい。	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		御意見も踏まえ、今後、関係機関(デジタル庁、総務省、財務省等)において提案内容にかかる課題整理や具体的な実現方策について検討を進めてまいります。	5【デジタル庁(6)】【総務省(12)(ii)】【財務省(3)】 地方税法(昭25法226) 国から地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付方法については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)を活用した納付の実現に向け、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	今後、eLTAXを活用した納付の実現を図る	令和7年度以降	本件を提案・賛同した26の地方公共団体に対し、具体的にどのようなことを国に求めているのかにアリク等を実施した上で、eLTAXを活用した納付方法について、実現可能性が見込まれる複数の方法を関係機関(デジタル庁、総務省、財務省、防衛省、日本銀行、地方税共同機構)において検討した。	eLTAXを活用した納付の実現に向けてシステム改修、運用上の課題整理等の必要な措置を講ずる。